３　精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された精神障害者に対する手帳制度です。

精神障害者保健福祉手帳の交付をうけることにより、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

実際の手帳には「障害者手帳」と表記されています。

当ガイドでは「精神手帳」と表記し、精神手帳を持つ方を「障害」又は「障害者」と表記しています。

１　交付手続きなど

1 交付申請	手帳の交付を受けるにはまず申請を行い、どの様な障害の状態にあるのか判定を受けなければなりません。 手帳の有効期間は最大２年間です。	
	持参するもの	①　診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ②　写　真　１　枚 （縦4cm ×横3cm 、上半身無帽、カラー・白黒可） ③　個人番号のわかるもの　④　身分証明書
2 更新申請	手帳の更新は、有効期間が終わる３ヶ月前から手続きできます。	
	持参するもの	①　診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ②　個人番号のわかるもの　③　身分証明書 ※写真つきの手帳は、等級が変更になった場合は改めて写真が必要になります。
3 等級変更 （障害の程度が変わったとき）	手帳の交付を受けた後、障害の程度に変更があった場合、等級変更の申請をすることができます。	
	持参するもの	①　診断書（若しくは障害年金証書 又は 直近の年金振込通知書） ②　精神手帳　③　個人番号のわかるもの　④　身分証明書 ※写真つきの手帳は、等級が変更になった場合は改めて写真が必要になります。
4 再交付申請 （手帳を紛失破損したとき）	手帳の再交付を受けることができます。	
	持参するもの	①　写　真　１　枚 （縦4cm ×横3cm 、上半身無帽、カラー・白黒可） ②　破損の場合は手帳を持参　③　個人番号のわかるもの ④　身分証明書
5 変更届 （住所・氏名が変わったとき）	変更の手続きを行ってください。	
	持参するもの	①　精神手帳　②　個人番号のわかるもの　③　身分証明書
6 手帳の返還	障害がなくなったとき、等級が変更になったとき、または不幸にして死亡されたときは手帳を返還してください。なお、手帳を紛失している場合はお申し出ください。	
	持参するもの	①　精神手帳
申請先	**（市）障害福祉課　～　市役所１階　（☎６５－４１４７）**	

※手帳の新規申請や更新申請の場合、申請から交付まで通常で約２ヶ月かかります。

2　手帳が交付されるまで

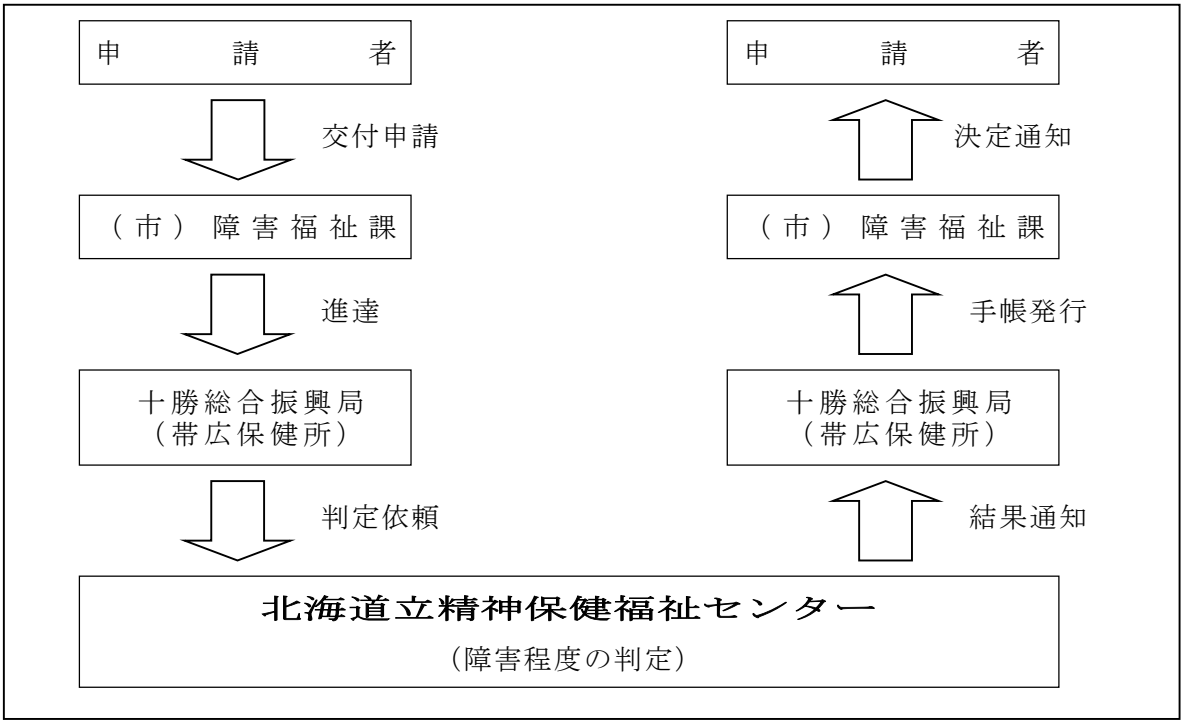

3　手帳の記載内容

1枚目表1P目

障　害　者　手　帳

氏名　　○ ○ ○ ○

住所　　帯広市西○条南○○丁目

　　○○マンション

生年月日　　平成　1年　1月　1日

障害等級　　2　級

手帳番号　　０１１１１１１号

自立支援医療受給者番号　　０２２２２２号

2P目

初回交付日	令和 2年	1月	1日
交付日	令和 2年	3月	1日
有効期限	令和 3年	12月	31日
更新・有効期限	令和　年	月	日
	令和　年	月	日
更新・有効期限	令和　年	月	日
	令和　年	月	日
更新・有効期限	令和　年	月	日
	令和　年	月	日

北　海　道　　印

（精神保健及び精神障害保健福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳）

3P目

（写真）

北海道
０１１１１１１号

1．医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、福祉事務所などにご相談ください。
2．住所や氏名が変わったときは、変更届けを出してください。
3．この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4．この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5．更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

4P目

記載事項変更等の記録